

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	装備品等（輸入）	C&LPS-A00011-10	
		大臣承認	昭和 年 月 日
		作成	昭和45年 5月28日
		改正	令和 3年 6月14日
			令和 5年 3月27日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する装備品等（輸入）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00003によるほか、次による。

#### 1.2.1 官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために防衛省から支給され、又は貸与される材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書

C&LPS-Y00003 装備品等（輸入）共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号 31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号 31.1.9）

### 1.4 種類

種類は、C&LPS-Y00003の1.4によるものとし、その指定は調達品目表による。

品 名	装 備 品 等 (輸 入)
-----	---------------

## 2 製品に関する要求

### 2.1 全般事項

全般事項は、調達品目表に指定した種類に応じ、C&LPS-Y00003の要求を満足するものでなければならない。

### 2.2 調達品目・数量等

調達品目及び数量等は、調達品目表による。

### 2.3 機能・性能

製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下、“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下、“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

### 2.4 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 製品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

- b) 製品の売買の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、官給品等について前号の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

## 3 品質保証

品質保証は、C&LPS-Y00003による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、次に示すもののほかは、C&LPS-Y00003による。

- a) **包装** 包装は、C&LPS-A00004による。ただし、包装のレベルは、調達品目表で指定する場合を除き、商慣習とする。

- b) **包装の表示** 包装の表示は、C&LPS-A00004による。

## 5 その他の指示

その他の指示は、次によるほか、C&LPS-Y00003による。

### 5.1 提出書類

提出書類は、次による。ただし、適用しない場合は、調達品目表による。

- a) **類別原資料** 類別原資料は、C&LPS-Y00007による。

品 名	装 備 品 等 (輸 入)
-----	---------------

b) **取扱説明書** 取扱説明書は、C&LPS-Y00007によるほか、調達品目表による。

## 5.2 情報保全

製品のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込み等が行われるリスクへの対策については、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**又は**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**による。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。